

新本庁舎外構工事の進捗に伴う 敷地内思いやり駐車場等について

令和7年10月15日付でお知らせしました、敷地内仮設思いやり駐車場周辺（別紙記載の赤色箇所）の外構工事を令和8年1月17日（土）から開始することになりました。

これに伴い、仮設思いやり駐車場及び本設思いやり駐車場等を利用する際の詳細が決まりましたので、お知らせします。

- 仮設思いやり駐車場の利用について
令和8年1月16日（金）まで
※本庁舎への入退館について令和8年1月16日（金）までは出入口2及び通用口が利用できます。
- 本設思いやり駐車場の利用について
令和8年1月19日（月）から
（土・日・祝日を除く※日曜窓口のときは、旧昭和小学校校庭前の臨時思いやり駐車場をご利用ください）
※本設思いやり駐車場には、外構工事が完了するまでの間、別紙記載の水色の仮設通路（歩行者通行不可）からの入場となります。
※本庁舎への入退館について令和8年1月19日（月）からは出入口1及び通用口が利用できます。なお、出入口2は、利用できなくなります。
- 臨時思いやり駐車場について
令和8年1月19日（月）から旧昭和小学校校庭前の臨時駐車場内にある思いやり駐車場を2台から4台に増設し、介助員を配置します。また、家具のホンダ横の臨時思いやり駐車場については、出入口からの距離が遠くなるため、同日から一般来庁者用の駐車場に用途を変更します。
- 掲示場について
公示を行う掲示場が通行止めエリア内にあったことから仮設掲示場を設置していますが、令和8年1月19日（月）から掲示場が使用できるようになるため、同日に仮設掲示場を撤去します。



【問い合わせ】
総務部総務課庶務担当
担当 山添・清村
TEL 0277-32-4145